

備品及び物品貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人観光まちづくり佐伯（以下「法人」という。）が所有する備品及び物品（以下「物品等」という。）の貸出しに関することについて、必要な事項を定める。

(貸出物品等)

第2条 物品等のうち、法人の事業のための使用頻度が少なく、かつ耐用年数が終了している物に限り貸出すものとする。

2 貸出しを行う物品等は、別表に定めるものとする。

3 物品等の転貸は、禁止する。

(対象者)

第3条 法人が物品等を貸出すことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法人の会員

(2) 公共団体

(3) 保育所、幼稚園、こども園

(4) 小学校、中学校

(5) 高等学校

2 前項各号に該当する者であっても、法人が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、物品等を貸出さない。

(1) 宗教的活動

(2) 政治的活動

(3) 営業活動（ただし、別表において使用可能とするものを除く）

(4) 暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関わりのある者の使用

(5) 法人のイメージや品位を損なう使用

(貸出期間)

第4条 物品等を貸出す期間は、7日以内とする。ただし、物品等を貸出された者（以下「借用者」という。）が、期間の延長を申し出た場合、法人又は他の者の使用に支障がない範囲内で延長を認めることができるものとする。

(申請)

第5条 物品の借受けを希望する者は、物品等使用申請書（様式1）により法人に申請し、法人の許可を得るものとする。

(貸出料等)

第6条 物品等を管理する担当課の課長は、1日あたり500円を限度に貸出料を徴収する（ただし、第3条第2号から第5号までの者は無料とする。）ものとし、その金額は、

担当課の課長が定める。

2 前項にかかわらず、貸出期間にかかる物品等の維持管理に要する費用及び物品等の移動に要する費用は、借用者が負担する。

3 借用者が物品等を紛失、破損、汚損したときは、当該借用者がその損害を賠償するものとする。

4 前項の賠償にかかる詳細は、法人と借用者の協議により決定する。

(免責事項等)

第7条 物品等の使用に伴う怪我、事故、損害等について、法人は、一切の責任を負わないものとし、借用者はそれを了承する。

2 法人は、借用者の物品等の使用に関して一切の利害関係を有しない。

(遵守事項)

第8条 借用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 物品等を大切に扱うこと

(2) 物品等を借用目的以外に使用しないこと

(3) 物品等に紛失、破損、汚損があった場合は、直ちに法人に報告し、その指示に従うこと

(4) 物品等の使用による怪我や事故があった場合は、直ちに法人に報告すること

(5) 物品等を返却する際は、点検のうえ貸出されたときと同じ状態で返却するものとし、法人の確認に立ち会うこと

(6) 貸出期間に関わらず、物品等の使用が終了したときは、速やかに返却すること

(事務)

第9条 この要綱に関する事務は、物品等を所管する担当課が行う。

附 則

1 この規程は、令和7年3月10日から施行する。

別表

観光推進課

(営業目的使用可)

テント (大型)

テント (小型)

テント用アンカー

ガラポン抽選機 (大)

ガラポン抽選機 (小)

ガチャ機

プロジェクター (大)
幟立て水アンカー
ハンドスピーカー (小)
ポール (屋外用)
ポール (屋内用)
歓迎幟
おかえりなさい幟 (青・茶・緑)
浦100幟
浦100タペストリー
浦100大漁旗
浦100テーブルクロス
コードリール
冷蔵庫 (オロナミンC)
キックバイク
キックバイク用ヘルメット
アンプスピーカー (アルマジロ)
伊勢えびヘッド

まちづくり推進課

(営業目的使用可)

ブース用日よけテント
馬脚テーブル
ハイテーブル
イベント用椅子
簡易テント
業務用電子レンジ
ソフトクリーム製造機
炊飯器

(営業目的使用不可)

カメラ
ビデオカメラ
プロジェクター
ワイヤレススピーカー
産業教育用ヘルメット
紙幣計数機

(様式1)

物品等使用申請書

年 月 日

一般財団法人観光まちづくり佐伯 御中

団体名
責任者

下記の通り物品を借用し、確実にお返しいたします。

借用物品名			
借用日時	自 令和 年 月 日 時から		
返却年月日	至 令和 年 月 日 時まで		
使用目的			
借用責任者	住所		
	氏名		連絡先
借用の条件	1. 備品及び物品貸出要綱を順守します。 2. 借用物品を破損、紛失した場合は責任をもって弁償致します。		
使用料		担当課長	⑩
備考			